

○「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」改定案 新旧対照表

(下線の部分は改定部分)

改定後	改定前
電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針	電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針
令和7年9月4日策定 (令和8年●月●日改定)	令和7年9月4日策定 [新設]
総務省	総務省
1 趣旨 [略]	1 趣旨 [同左]
2 競争状況等の調査及び評価の概要 (1)～(4) [略]	2 競争状況等の調査及び評価の概要 (1)～(4) [同左]
(5) 調査及び評価の結果等を踏まえた本方針の見直し 毎年度の調査及び評価の結果や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ、 本方針を見直す。 [削除]	(5) 調査及び評価の結果等を踏まえた本方針の見直し 毎年度の調査及び評価の結果や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ、 本方針を見直す。 <u>NTTグループに対する公正競争条件の法定化、NTT東日本株式会社及び NTT西日本株式会社（以下「NTT東西」という。）の活用業務（NTT法第 2条第6項に規定する業務をいう。）の事後検証化等、令和7年改正法におい て令和8年度までに施行が予定されている項目については、関係省令等の整 備状況等を踏まえ、令和8年度に本方針を改定し、調査及び評価の方針を定 める。</u>

3 電気通信事業者間の競争の状況の調査

(1) 調査の概要

[略]

(2) 検証対象市場に係る競争状況等の分析

①検証対象市場

[略]

②定点的に観測する指標等

一定程度の市場シェアを持つ事業者数や市場シェアの変動の大きさ等から事業者間の競争状況を俯瞰的に分析するため、市場構造に関する指標（事業者別シェア、市場集中度等）を把握する。

市場規模が拡大傾向にあるか縮小傾向にあるかによって、市場構造に関する指標の評価は異なり得るため、市場全体の動向に関する指標（契約数等）を把握する。

市場構造に関する指標には必ずしも現われてこないものの競争状況に影響するものであるため、事業者の動向に関する指標（市場に参入する事業者数、主要各社の売上高・営業利益・設備投資等）を把握する。

市場構造に関する指標では捉えきれないものの競争の程度を表すものであるため、事業者のサービス間の代替性に関する指標（主要各社の契約数の増減率、料金プランの状況等）を把握する。

また、近年はネットワーク単体の提供から、アプリやIoT、SI等をセットにしたソリューションでの提供が増加しており、法人顧客の選択に当た

3 電気通信事業者間の競争の状況の調査

(1) 調査の概要

[同左]

(2) 検証対象市場に係る競争状況等の分析

①検証対象市場

[同左]

②定点的に観測する指標等

一定程度の市場シェアを持つ事業者数や市場シェアの変動の大きさ等から事業者間の競争状況を俯瞰的に分析するため、市場構造に関する指標（事業者別シェア、市場集中度等）を把握する。

市場規模が拡大傾向にあるか縮小傾向にあるかによって、市場構造に関する指標の評価は異なり得るため、市場全体の動向に関する指標（契約数等）を把握する。

市場構造に関する指標には必ずしも現われてこないものの競争状況に影響するものであるため、事業者の動向に関する指標（市場に参入する事業者数、主要各社の売上高・営業利益・設備投資等）を把握する。

市場構造に関する指標では捉えきれないものの競争の程度を表すものであるため、事業者のサービス間の代替性に関する指標（主要各社の契約数の増減率、料金プランの状況等）を把握する。

[新設]

っては、コンサルや上位レイヤサービス等のソリューション部分が重要視されているとの指摘がある点も踏まえ、ソリューションサービスがネットワークサービスの競争関係に与える影響など、法人向けサービス市場における競争状況の把握に努める。

なお、市場環境の変化や審議会の客観的かつ専門的な見地からの助言等を踏まえ、必要に応じ、追加的な指標を把握する。

(3)・(4) [略]

4 電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査

(1)・(2) [略]

(3) 法令・ガイドライン等の遵守状況等の確認

①市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

電気通信事業法第 30 条及び第 31 条に基づく市場支配的な電気通信事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について、別表 1 及び 別表 2 のとおり確認を行う。

あわせて、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社（以下「NTT 東西」という。）の「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（平成 27 年 2 月策定）を踏まえた対応状況等について、別表 3 のとおり確認を行う。

なお、市場環境の変化や審議会の客観的かつ専門的な見地からの助言等を踏まえ、必要に応じ、追加的な指標を把握する。

(3)・(4) [同左]

4 電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査

(1)・(2) [同左]

(3) 法令・ガイドライン等の遵守状況等の確認

①市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

電気通信事業法第 30 条及び第 31 条に基づく市場支配的な電気通信事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について、別表 1 及び 別表 2 のとおり確認を行う。

あわせて、NTT 東西の「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（平成 27 年 2 月策定）を踏まえた対応状況等について、別表 3 のとおり確認を行う。
なお、電気通信事業法第 30 条第 1 項に基づく禁止行為規制の適用対象事

なお、電気通信事業法第 30 条第 1 項に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となり得るものの、当該指定を受けていない電気通信事業者（未指定事業者）に対しても、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について確認を行う。

②NTT グループに対する公正競争確保のための措置に関する遵守状況等の確認

「NTT 株式会社等に係る公正競争の確保のために講ずる措置に関する指針」(令和 8 年 5 月)の遵守状況等について、別表 4のとおり確認を行う。

③NTT グループの組織再編に係る対応等 [略]

④NTT 東西の活用業務の検証

NTT 東西が活用業務（NTT 法第 2 条第 7 項に規定する業務をいう。以下同じ。）を営むに当たり、公正競争を確保するために講ずることとした措置の有効性・適正性及び当該措置の遵守状況について、別表 5のとおり確認を行う。

⑤その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況等の確認

上記①から④までのほか、電気通信事業法第 27 条の 3（移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為）、「電気通信事業分野における

業者としての指定対象となり得るものの、当該指定を受けていない電気通信事業者（未指定事業者）に対しても、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について確認を行う。

②NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

NTT の各種事業分離時や再編成時に設けられた NTT グループに対する累次の公正競争条件のうち、引き続き NTT グループ各社において遵守されるべきものの遵守状況等について、別表 4のとおり確認を行う。

③NTT グループの組織再編に係る対応等 [同左]

[新設]

④その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況等の確認

上記①から③までのほか、電気通信事業法第 27 条の 3（移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為）、「電気通信事業分野における

競争の促進に関する指針」(平成 13 年 11 月策定)及び「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(平成 13 年 4 月策定)に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について確認を行う。

あわせて、電柱の自己利用と他者利用との間で、電気通信役務の提供に関して同等性が確保されていない事例の有無やその内容等について確認を行う。

また、電気通信事業者におけるサプライヤーとの取引に関し、物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況等について確認を行う。

5 電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価

本方針 3 及び 4 の調査の結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行う。

その際、電気通信事業法第 30 条及び第 31 条に基づく禁止行為規制の適用対象等の妥当性、NTT グループに対する公正競争確保のための措置の要否・適否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど、市場環境の変化等を踏まえた制度・施策等の見直しを視野に入れた評価を行う。

また、最終答申において、引き続き検討することが適当であるとされた NTT 東西の分離の在り方、NTT 持株による事業の実施の在り方、ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方等の各項目の検討に資するよう、必要に応じ、関連する調査の結果に基づき、評価を行う。

競争の促進に関する指針」(平成 13 年 11 月策定)及び「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(平成 13 年 4 月策定)に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について確認を行う。

あわせて、電柱の自己利用と他者利用との間で、電気通信役務の提供に関して同等性が確保されていない事例の有無やその内容等について確認を行う。

また、電気通信事業者におけるサプライヤーとの取引に関し、物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況等について確認を行う。

5 電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価

本方針 3 及び 4 の調査の結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行う。

その際、電気通信事業法第 30 条及び第 31 条に基づく禁止行為規制の適用対象等の妥当性、NTT グループに対する累次の公正競争条件の個別の条件ごとの要否・適否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど、市場環境の変化等を踏まえた制度・施策等の見直しを視野に入れた評価を行う。

また、最終答申において、引き続き検討することが適当であるとされた NTT 東西の分離の在り方、NTT 持株による事業の実施の在り方、ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方等の各項目の検討に資するよう、必要に応じ、関連する調査の結果に基づき、評価を行う。

別表1 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守
状況等の確認における確認対象者及び確認項目（固定系通信）

確認対象者	確認項目
(1)第一種指定 電気通信設 備に係る市 場支配的事 業者（NTT 東西）	① [略]
	② <u>卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該 卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びそ の利用者に関する情報の目的外利用・提供が行われな いようにするために講じた措置及びその実施状況等</u>
	③ 電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対 し、不当な差別的取扱い等が行われないようにするた めに講じた措置及びその実施状況並びに不当な差別的 取扱い等の有無を検証するための情報等 ※客観的・定量的なデータ等に基づき、以下の検証も 行う。 A 局舎スペースの利用に関する検証 B NTT 東西における各種手続についてのリードタ イム検証 C NTT 東西の接続機能要望等に関する検証 D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の 有無に関する検証 [削る] E 将来的なネットワークの統合等に伴う課題に関

別表1 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守
状況等の確認における確認対象者及び確認項目（固定系通信）

確認対象者	確認項目
(1)第一種指定 電気通信設 備に係る市 場支配的事 業者（NTT 東西）	① [同左] [新設]
	② 電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対 し、不当な差別的取扱い等が行われないようにするた めに講じた措置及びその実施状況並びに不当な差別的 取扱い等の有無を検証するための情報等 ※客観的・定量的なデータ等に基づき、以下の検証も 行う。 A 局舎スペースの利用に関する検証 B NTT 東西における各種手続についてのリードタ イム検証 C NTT 東西の接続機能要望等に関する検証 D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の 有無に関する検証 E <u>NTT 東西におけるネットワーク調達取引に関す る検証</u> F 将来的なネットワークの統合等に伴う課題に関

	する検証 ④ [略] ⑤ <u>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者と特定関係事業者の役員等の兼務の状況</u> ⑥ [略] ⑦ [略] ⑧ <u>特定関係事業者との間で行う電気通信業務に関する取引であって、その条件が当該電気通信事業者の取引の通常の条件に比して当該特定関係事業者に有利なものであることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定めるものが行われないうようにするために講じた措置及びその実施状況等</u> ⑨ <u>電気通信業務又はこれに付随する業務を受託した子会社において、当該業務に関して、①から④及び⑥から⑧までの行為が行われないう講じた措置及びその実施状況並びに①から④及び⑥から⑧までの行為の有無を検証するための情報等</u>		する検証 ③ [同左] [同左] ④ [同左] ⑤ [同左] [新設] ⑥ <u>電気通信業務又はこれに付随する業務を受託した子会社において、当該業務に関して、①から⑤までの行為が行われないう講じた措置及びその実施状況並びに①から⑤までの行為の有無を検証するための情報等</u>
(2) 上記(1)の契約の相手先である一定規模以上の電気通信	[略]	(2) 上記(1)の契約の相手先である一定規模以上の電気通信	[同左]

事業者	
(3) 上記(1)の競争事業者である一定規模以上の電気通信事業者等	[略]

別表2 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認における確認対象者及び確認項目（移動系通信）

確認対象者	確認項目
(1) 第二種指定電気通信設備に係る市場支配的事業者（NTTドコモ）	① [略]
	② <u>卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報の目的外利用・提供が行われな</u> <u>いようにするために講じた措置及びその実施状況等</u>
	③ [略]
(2) 上記(1)の特定関係法人	[略]

事業者	
(3) 上記(1)の競争事業者である一定規模以上の電気通信事業者等	[同左]

別表2 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認における確認対象者及び確認項目（移動系通信）

確認対象者	確認項目
(1) 第二種指定電気通信設備に係る市場支配的事業者（NTTドコモ）	① [同左]
	[新設]
	② [同左]
(2) 上記(1)の特定関係法人	[同左]

(3) 上記(1)の競争事業者である一定規模以上の電気通信事業者等	[略]
-----------------------------------	-----

別表3 サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等についての確認対象者及び確認項目

[略]

別表4 NTT グループに対する公正競争確保のための措置に関する遵守状況等の確認についての確認項目

公正競争条件	確認項目
[削る]	[削る]

(3) 上記(1)の競争事業者である一定規模以上の電気通信事業者等	[同左]
-----------------------------------	------

別表3 サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等についての確認対象者及び確認項目

[同左]

別表4 NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認についての確認項目

公正競争条件	確認項目
①NTT 東西によるネットワークの <u>公平な提供</u>	・ <u>NTT 東西は、回線提供を行う際、NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス株式会社(以下「NTT ドコモビジネス」という。)及び株式会社 NTT データ (以下「NTT データ」という。)を不当に有利に扱うことがないよう、これらとの接続条件を他の電気通信事業者と同等としているか。</u>

[削る]	[削る]	<u>②各種取引条件等の公平性の担保</u>	・ <u>NTT 持株又は NTT 東西と NTT ドコモ又は NTT データとの間において行われる取引を通じて、NTT 持株又は NTT 東西からの補助が行われていないか。</u> ・ <u>また、NTT 東西と NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス、NTT データ又は NTT ドコモソリューションズ株式会社との間において行われる取引条件（局舎等の使用、工事・保守の受委託等）について、他の電気通信事業者と同等となっているか。</u>
<u>①在籍出向の禁止</u>	・ <u>NTT 持株と NTT データグループ又は NTT データとの間で、出向形態による人事交流は行われていないか。</u> ・ <u>NTT 持株と NTT ドコモとの間で、出向形態による人事交流は行われていないか。</u> ・ <u>NTT 東日本及び NTT 西日本と NTT データグループとの間で、出向形態による人事交流は行われていないか。</u>	<u>③在籍出向及び役員兼任の禁止</u>	・ <u>NTT 持株又は NTT 東西と NTT ドコモ、株式会社 NTT データグループ又は NTT データとの間、NTT 東西と NTT ドコモビジネスとの間で、出向形態による人事交流は行われていないか。</u> ・ <u>NTT 東西と NTT ドコモ又は NTT ドコモビジネスとの間の役員兼任が行われていないか。</u>
[削る]	[削る]	<u>④独立した営業部門の設置</u>	・ <u>NTT ドコモビジネスは、NTT 東西との間で独立した営業部門を設置しているか。</u> ・ <u>利用者の利便性維持のために NTT 東西が、NTT ドコモビジネスの販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同一となっているか。</u>

[削る]	[削る]
②共同資材調達の扱い	・「 <u>NTT 株式会社等に係る公正競争の確保のために講ずる措置に関する指針</u> 」に基づいた措置を実施しているか。

[削る]

⑤顧客情報その他の情報の公平な提供	・ <u>NTT 東西と NTT ドコモビジネスとの間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一とされているか。</u>
⑥共同資材調達の扱い	・ 「 <u>日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針</u> 」に基づいた措置を実施しているか。

(注) 確認項目は、NTT グループにおける自主的な取組として公表されている公正競争条件も含め、各社毎の条件の概観把握を目的に、項目毎の概要を整理したもの。

具体的な公正競争条件については、以下のとおり。

- ・データ通信事業の分離について(1988 年 4 月日本電信電話株式会社報道発表)
- ・日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について(1992 年 4 月郵政省報道発表)
- ・ソフトウェア関連業務の事業化について(1997 年 3 月日本電信電話株式会社報道発表)
- ・日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(1997 年 12 月郵政省告示)

別表 5 NTT 東西の活用業務についての確認項目

[新設]

確認対象者	確認項目
(1)NTT 東西	<u>① ネットワークのオープン化</u> <u>② ネットワーク情報の開示</u> <u>③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保</u> <u>④ 営業面でのファイアーウォール</u> <u>⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）</u> <u>⑥ 関連事業者の公平な取扱い</u>
(2)競争事業者	<u>活用業務が地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通</u> <u>信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれ</u> <u>ていないことが疑われる事例</u>